

## 学校再開に向けて

新宮町教育委員会

### 【保健管理に関すること】

学校再開にあたっては、基本的な感染症対策及び学校医等と連携した保健管理体制整備など、万全な感染症対策について、教職員の共通理解・共通実践をお願いします。

- 1 登校前に、家庭での体温や健康状態の確認をしていただくこと。学校で、児童生徒等の発熱を確認した場合は、保護者に連絡して、症状がなくなるまでは自宅で休養するよう指導すること。
- 1 授業中は、2方向のそれぞれ1つ以上の窓を開けておくこと。また、休み時間ごとに、2方向のそれぞれ1つ以上の窓を広く開けて換気を行うこと。体育館においても、同様に換気を行うこと。
- 3 教室やトイレなど、多くの児童生徒等が手を触れる箇所（ドアノブ、手すり、スイッチなど）は、1日1回以上消毒液を使用して清掃を行うこと。また、確実に実施できるような体制を整えること。
- 4 物品の共用による接触感染を防ぐため、各教科や学年ごとに、可能な限り用具や物品の共用を避けるための確認を行うとともに、使用後は手洗いの徹底を指導する。
- 5 児童生徒等の定期的健康診断については、新型コロナウイルス感染症の影響により実施体制が整わない等、6月30日までに実施することは困難な状況もうかがえるため、学校医等と連携し、健康相談や保健指導等を適切に実施するとともに、可能な限り速やかに健康診断が実施できるよう努めること。

### 【心のケア等に関すること】

- 1 不登校や不登校傾向にある児童生徒に対しては、校内の不登校対策委員会等を中心に、「マンツーマン方式」の対応の確認を行うとともに、状況を的確に把握するために、事前に必要な対応の共通確認をしておくこと。
- 2 学校再開日は、多くの児童生徒が心理的ストレスを抱えていることが考えられることから、きめ細かな健康観察や声かけを行うと共に、事故もなく過ごせたことへの賞賛や励ましなど、新たな集団や学校生活への安心感を抱かせるよう努めること。
- 3 新型コロナウイルス感染症の対策や治療にあたる多くの医療従事者の方々の存在を知らせるとともに、感染者、濃厚接触者等に対する偏見や差別につながる行為は、断じて許されないことについて、発達段階に応じた指導を行うこと。
- 4 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、本年度は入学式が実施できなかったことから、特に新1年生にとって、学校再開日が心に残るものとなるよう配慮すること。
- 5 アンケートや教育相談、健康相談等の実施により、必要に応じてスクールカウンセラー等による支援を行うなど、心の健康問題に適切に取り組むこと。

## 【学習指導に関すること】

- 1 学校再開後2週間をフォローアップ週間とし、臨時休業期間中に復習のための家庭学習課題を適切に課していた場合においても、取組状況を把握した上で、補充のための授業や未定着事項の補習を実施すること。また、学習の遅れを補うためのフォローアップの内容を週指導計画に位置づけ、全学級で確実に取り組むこと。
- 2 フォローアップ週間に実施した授業内容等については、保護者に対する説明責任を果たすと共に、理解を得ることができるように努めること。
- 3 学校再開後も、引き続き家庭学習の習慣化を図るために、1学期は、予習や復習を中心とした課題に取り組むこと、2学期以降は、自学も含めた家庭学習に自主的に取り組むなど、家庭学習については、町全体での組織的な取り組みとして充実させること。このことは、今後の予測困難な緊急時において、家庭での生活を余儀なくされる事態が訪れても、児童生徒がこれまで身に付けてきた家庭学習力を可能な限り生かし、計画的、継続的に課題に取り組むと共に、自己選択・自己決定力を発揮し、学びを連続させることが期待される。
- 4 各教科等の指導においては、感染症対策を講じることが重要ですが、それでもなお感染の可能性が高い活動については、年間指導計画の中で指導の順序を変更することや個人や少人数で密集せず距離を保つなどの工夫をすること。また、共用の教材、教具、情報機器などを適切に消毒し、除菌行為を徹底すること。
- 5 今後、新型コロナウイルスの感染状況が収束するまでには、かなりの期間を要すると思われる。学校再開後も、引き続き感染防止に努める必要から、特に集団感染のリスクを高める恐れのある行事等については、実施を見送る等の対応をすること。
- 6 授業日数・授業時数の確保については、臨時休業が長期にわたり、学年の始まりも遅れたことから、各学校においては、子どもたちと向き合う時間をしっかりと確保し、学習面だけではなく、心のケアも含めた状況を把握する時間の確保を第一に、年間指導計画を見直すこと。そのために、学年はじめのオリエンテーションを位置づける等の工夫をすること。

## 【その他】

- 1 授業日数・授業時数の確保について
  - (1) 夏季・冬季休業の短縮
  - (2) 土曜授業の実施 (※9月から11月までの間 実施予定)
- 2 児童生徒がこれまで取り組んできた学習課題への丁寧な対応と学習意欲の喚起に努めること。
- 3 新型コロナウイルス感染症の終息への見通しが立たないことから、各学校においては、全職員が協働し、家庭学習がより充実するための具体的方策を練ること。